

適合証明に関する手数料等の規程

令和5年4月1日

○新築住宅（一戸建ての住宅等）

- ・フラット35・財形住宅融資・積立者向け融資
- ・フラット35S（ZEH、省エネルギー性、耐久・可変性） （表中消費税込）

区分	性能評価 ^{※1}	確認申請 ^{※2}	左記以外
設計検査	-	14,300	24,200
中間検査	-	15,400	25,300
竣工検査	11,000	15,400	25,300

- ・フラット35S（耐震性・バリアフリー性）

区分	性能評価 ^{※1}	確認申請 ^{※2}	左記以外
設計検査	-	19,800	29,700
中間検査	-	18,700	28,600
竣工検査	11,000	18,700	28,600

竣工済特例		確認申請 ^{※2}	左記以外
フラット35・フラット35S共		37,400	62,150

※1 弊社へ住宅性能評価を併願申請及び評価の中でフラットの基準を満たしている場合で建設住宅性能評価を活用する場合。

※2 弊社へ「確認検査」「中間検査」「完了検査」の各申請を併願で行った場合

注1 ZEH Orientedにおいて、ZEH基準の審査を行う場合は、1住戸につき33,000円を加算する。

注2 弊社において設計検査申請を令和5年3月31日までに行っている場合の、中間・竣工検査の申請料は上記表によらず、下記の表の申請料とする。

（表中消費税込）

区分	中間検査	完了検査
フラット35のみ	7,150	7,150
フラット35S（耐久・可変性）	9,350	9,350
フラット35S（省エネルギー性で省エネ計算無）		
フラット35S（耐震性）	14,850	9,350
フラット35S（省エネルギー性で省エネ計算有）	9,350	14,850
フラット35S（バリアフリー性）	9,350	12,650

適合証明に関する手数料等の規程

令和5年4月1日

○新築住宅（共同住宅）

・フラット35・財形住宅融資・積立者向け融資

・フラット35S（ZEH、省エネルギー性、耐久・可変性）（表中消費税込）

区分		性能評価 ^{※1}	確認申請 ^{※2}	左記以外
1棟あたり ^{※3}	設計検査		159,500	220,000
	竣工検査	55,000	170,500	231,000
1住戸当たり ^{※3}	設計検査		14,300	24,200
	竣工検査	11,000	15,400	25,300

・フラット35S（耐震性・バリアフリー性）

区分		性能評価 ^{※1}	確認申請 ^{※2}	左記以外
1棟あたり ^{※3}	設計検査		209,000	269,500
	竣工検査	55,000	220,000	280,500
1住戸当たり ^{※3}	設計検査		18,700	28,600
	竣工検査	11,000	19,800	29,700

※1 弊社へ住宅性能評価を併願申請及び評価の中でフラットの基準を満たしている場合で建設住宅性能評価を活用する場合。

※2 弊社へ「確認検査」「中間検査」「完了検査」の各申請を併願で行った場合

※3 1棟或いは1住戸を選択できるものとする。

（1住戸当たりの場合：1住戸当たり料金×申請戸数＝全体申請料金）

注1 ZEH Orientedにおいて、ZEH基準の審査を行う場合は、

1住戸につき33,000円を加算する。

適合証明に関する手数料等の規程

令和5年4月1日

○中古住宅

(表中消費税込)

区分		手数料
一戸建ての住宅等 ^{※1}	フラット35	56,100
	フラット35S ^{※2}	78,100
マンション ^{※1}	フラット35	55,000
	フラット35S ^{※2}	66,000

※1 建築確認日が昭和56年6月1日以降のものに限る。

※2 新築時の建設住宅性能評価書を活用する場合は、上記表の半額の料金とする。

注1 フラット35維持保全型の適用の場合を含む。

注2 中古マンションらくらくフラット35については、別途問合せとする。

○手数料の徴収

- 適合証明業務の手数料は、所定の書式が受理された時点を持って、上記表の手数料を徴収する。
- 遠隔地についての出張費は、検査地が「栗原市」「気仙沼市」の場合、10,450円（税込）を加算するものとする。
- 中間検査及び竣工検査において、申請者に帰すべき事由により、現場検査を実施する回数が複数回となった場合、出張費をその回数に応じて支払うものとする。
- 中間検査及び完了検査と適合証明業務の（中間検査・竣工検査）、若しくは、建設評価を同時に実施できる場合には、出張費を減額することができるものとする。
- 複数棟を同時申請する等、当機関が効率的に審査・検査をできると判断した場合については、手数料を別途定められるものとする。